

宅地建物取引主任者呼称変更についての署名ご協力のお願い

(公社) 東京都宅地建物取引業協会
東京不動産政治連盟

<陳情の趣旨及び理由>

宅地建物取引主任者は、取引の相手方等に対する重要事項の説明などの宅地建物取引に係る紛争を防止する重要な業務を行っており取引に係る者として信用に足ることが求められております。また、紛争が起こった場合には、それらの業を行う者として重い責任を負うことがあります。このため宅地建物取引について相当の専門性を有することが求められることから、宅地建物取引主任者になるためには難易度の高い資格試験に合格する必要があるため、合格者に対する社会的評価も高まっており、その呼称も相応しいものにすべきであるため。

<陳情事項>

- 1、 宅地建物取引主任者を「宅地建物取引士」に呼称変更すること

本署名の趣旨に賛同いただける皆様から、署名のご協力をお願い致します。

※「氏名は個人名」、「住所はご自宅」でお願いします。会社名は不要です。

No	氏名	住所	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※自書された場合、住所は市町村までの記載で可（例、千代田区富士見）。

※押印された場合、住所記載は不要。

※個人情報保護法の趣旨に従って、この署名用紙は厳重に保管し、宅地建物取引主任者呼称変更の陳情の際に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。